

有機溶剤業務等従事教職員健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、労働安全衛生法第66条第2項及び第3項に基づく有害な業務のうち、次項の各号に掲げる業務に従事する教職員の健康診断について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象教職員

(1) 有機溶剤業務従事教職員

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第22条第1項第6号に定める業務に従事する教職員

(2) 鉛業務従事教職員

令第22条第1項第4号に定める業務に従事する教職員

(3) 特定化学物質業務従事教職員

令第22条第1項第3号に定める業務に従事する教職員

(4) 粉じん作業従事教職員

じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条に定める業務に従事する教職員

(5) 歯又はその支持組織に有害な業務に従事する教職員

令第22条第3項に定める業務に従事する教職員

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

ア 第1回 令和6年6月～令和6年9月

イ 第2回 令和6年12月～令和7年3月（粉じん作業に従事する教職員を除く。）

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 有機溶剤業務

- ・ 問診（自覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査、既往歴調査を含む。）
- ・ 必要に応じ、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）別表に掲げる検査

イ 鉛業務

- ・ 問診（自覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査、既往歴調査を含む。）
- ・ 尿検査（デルタアミノレブリン酸）
- ・ 貧血検査（血液中の鉛の量）

ウ 特定化学物質業務

- ・ 問診（自覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査を含む。）
- ・ 必要に応じ、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）別表第3の項目欄に掲げる検査

エ 粉じん作業

- ・ 問診（自覚症状の有無、職歴調査、作業条件調査を含む。）
- ・ 胸部X線直接撮影

オ 歯又はその支持組織に有害な業務

- ・ 歯科医師による検診

- (2) 二次検診（一次検診の結果、医師又は歯科医師が必要と認める場合）
医師又は歯科医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「有機溶剤業務等従事教職員健康診断個人票」により受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けたときは、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

出張